

事 案	出張施術を開始する場合		
根拠法令	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3		
提出期限	開始後すみやかに	様式	4号
添付書類	①履歴書（別紙参照） ②業務に従事する施術者の免許証の写し（原本提示） ③業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し（原本提示）		

#### 届出書記載要領

「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者個人の住所、氏名及び電話番号を記載する</li> </ul>
業務の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する業務名に印（ <input checked="" type="checkbox"/> ）をつける</li> </ul>
業務開始 年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設後10日以内の届出であること 遅延している場合は理由書を添付すること</li> </ul>
施術に用いる器具及び消毒設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施術に用いる器具を記載。</li> <li>・ シャーレ・鍼ともに使い捨て（ディスポ）を使用する場合はオートクレーブの設置不要。</li> <li>・ 手指の消毒に使用する設備を記載（擦式消毒用アルコール製剤等）</li> </ul>